

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 2 日

水戸市長 高 橋 靖

1 随意契約をする内容

- (1) 業務名 水戸市こども発達支援センター外3施設清掃業務委託
- (2) 業務内容 清掃業務一式
- (3) 委託期間 令和 8 年 8 月から令和 9 年 3 月まで
- (4) 発注課 子育て支援課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の趣旨に基づき、障害者の福祉に資することを目的としている社会福祉法人水戸市社会福祉協議会知的障害者就労支援施設みのり。

徴取した見積額が予定価格の範囲内であること。

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和 8 年 7 月 17 日
- (2) 見積書提出先 子育て支援課